

令和4年度 低所得の子育て世帯に対する

# 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

給付額 児童一人当たり **5万円**

対象児童 平成16年4月2日\*から令和5年2月28日までに出生した児童  
\*特別児童扶養手当の対象児童は、平成14年4月2日から

申請期限 令和5年2月28日(火)まで



## 1. ひとり親世帯以外分

### ▼申請が必要な方

- ①対象児童の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方。
- ②平成16年4月2日から平成19年4月1日までに出生した児童（高校生等）のみを養育している令和4年度住民税均等割が非課税の方。
- ③令和4年4月分の児童手当を所属庁で受給した公務員または令和4年5月分以降から出生等で児童手当を所属庁で受給する公務員で令和4年度住民税均等割が非課税の方。

### ▼申請が不要な方

- ④令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方。  
**令和4年7月6日支給予定**
- ⑤令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月までの分の児童手当または特別児童扶養手当の新規受給資格及び額改定の認定を受けた方で令和4年度分の住民税均等割が非課税である方。（転入を理由とした認定は除きます。）（令和4年4月1日から令和5年2月28日までに出生した児童もこちらに含まれます。）  
**令和4年7月以降順次支給予定**

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



## 2. ひとり親世帯分

### ▼申請が必要な方

- ①公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ②令和4年4月分児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変\*し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。

### ▼申請が不要な方

- ③令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ※令和4年6月17日に支給済

\*家計が急変とは…新型コロナの影響により収入減少や退職になった、再就職が難しくなったなど得られていたはずの収入が得られなかった場合を言います。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



**注意** ※「ひとり親世帯以外分」と「ひとり親世帯分」の給付金は、重複して受給できません。

【お問合せ】 こども家庭課 ☎923-4075

令和4年度 住民税非課税世帯等の皆さまへ

# 臨時特別給付金

のご案内

給付金額

1世帯当たり

# 10万円

確認書または申請書の内容に不備がなければ、受理した日から1カ月程度で振込予定です。

※給付金を受け取るには手続きが必要です

※令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給（非課税分・家計急変分）を受けた世帯（未申請の世帯・辞退した世帯を含む）は対象外となります。

対象世帯	手続き方法
<b>住民税非課税世帯</b> 令和4年6月1日時点(基準日)の世帯全員が、令和4年度住民税非課税である世帯	対象世帯には「令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付いたしますので、内容をご確認のうえ、発行日から3カ月以内に同封の返信用封筒にてご返送ください。 <b>【確認書送付日】7月中旬より順次発送予定</b>
<b>家計急変世帯</b> 新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯	非課税世帯給付金担当窓口等にて配布する申請書類に、収入額が確認できる書類(給与明細書・通帳の写し等)を添付しご提出ください。 <b>【申請書類配布場所】</b> <b>非課税世帯等給付金担当窓口 (本庁舎東棟1階)</b> <b>市ホームページ</b>



最新の情報は市ホームページでご確認ください。



※令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の確認書の返送を何らかの理由でまだ送付されていない方はお早めにお手続きをお願いします。**9月30日**までに申請がない場合は受給を辞退したものとみなされます。

\*\*\*\*\* **注意事項** \*\*\*\*\*

- 転入前の市町村で給付を受けた場合など、重複しての受給はできません。
- 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は、給付対象外となります。
- 基準日に令和3年度住民税非課税世帯等に対する給付金の世帯主であった者を含む世帯は給付対象外となります。
- 申請内容が誤っている場合、給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の申請を行った場合は、不正受給として詐欺罪に問われることがあります。



## 給付金に関するお問合せ先

うるま市臨時給付金コールセンター ☎ **0120-119-260** (フリーダイヤル)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)



うるま市や内閣府などの職員が、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、給付のために手数料の振り込みを求めることはありません。

不審な電話や郵便物については消費生活センターや警察署などにご連絡ください。